

平成21年度第2回

新宿区環境審議会

平成21年9月10日(木)

新宿区環境清掃部環境対策課

平成21年度第2回新宿区環境審議会

平成21年9月10日(木)

本庁舎6階第3委員会室

議題

- (1) 「(仮称)大久保三丁目西地区開発事業」に係る環境影響評価書案について
- (2) 植林事業について
- (3) 新宿区省エネルギー環境指針の改定について
- (4) その他

資料

事前送付資料

- 1 環境影響評価調査計画書「(仮称)大久保三丁目西地区開発事業」

本日の配布資料

- 1 資料1 「(仮称)大久保三丁目西地区開発事業」に係る環境影響評価書案について
- 2 資料2 「(仮称)大久保三丁目西地区開発事業」に係る環境影響評価書案に対する区長意見(案)
- 3 資料3 (仮称)大久保三丁目西地区開発事業「環境影響評価書案」あらまし
- 4 資料4 (仮称)大久保三丁目西地区開発事業「環境影響評価書案」の提出及び説明会のお知らせ
- 5 資料5 利根川・多摩川流域「新宿の森」植林大作戦!!
- 6 資料6 新宿区省エネルギー環境指針の改定等について
- 7 資料7 エコギャラリーニュース o152

審議会委員

出席(10名)

会 長	丸 田 頼 一	委 員	安 田 八十五
委 員	秋 野 鐵 好	委 員	上 野 精 一

委員 亀井潤一郎
委員 木村秀雄
委員 川俣一彌

委員 戸梶俊広
委員 近藤喜則
委員 伊藤憲夫

欠席（6名）

副会長 野村恭子
委員 勝田正文
委員 大田宏昭

委員 崎田裕子
委員 布施京子
委員 村山正治

審議会幹事

都市計画部長

その他（1名）

景観と地区計画課長

開会

会長 ただいまから、平成21年度第 2 回新宿区環境審議会を開催します。

では、事務局からお願いします。

環境対策課長 事務局の環境対策課長です。よろしくお願いします。

本日は、勝田委員、村山委員、布施委員、崎田委員の 4 名がご欠席です。大田委員、野村委員からはまだ連絡はありませんが、開会の定数は満たしております。

事務局説明

会長 それでは、本日の議題について、事務局からよろしくお願いします。

環境対策課長 お手元の次第のとおり、本日は、1 つ目として環境影響評価についてです。2 つ目として植林事業についてです。3 つ目として新宿区省エネルギー環境指針の改定等についてです。4 つ目はその他です。

以上です。

会長 委員の皆様方、どうぞよろしくお願いします。

「（仮称）大久保三丁目西地区開発事業」に係る環境影響評価書案について

会長 では、最初に、「（仮称）大久保三丁目西地区開発事業」に係る環境影響評価書案について事務局からご説明をお願いします。

環境対策課長 それでは、まず（仮称）大久保三丁目西地区開発事業に係る環境影響評価書案の内容について、ご説明します。その後委員の皆様にご審議していただき、環境影響評価書案に対する意見として区長へ報告していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず、環境影響評価書案の内容ですが、お手元の資料 1 です。今回の案件は、既に 2 月 17 日に環境審議会にて環境影響評価計画書ということで一度審議していただき、区長意見等をつくらせていただき、都知事に提出し、それを受けて事業者が環境影響評価書案をつくったものです。

事業者の名称は住友不動産株式会社ほか記載のとおりです。

対象事業の名称は、（仮称）大久保三丁目西地区開発事業、種類は高層建築物の新築です。

対象事業の内容の概要ですが、本件計画地は東京都新宿区大久保三丁目 8 番にあり、計画

敷地面積が約2万5,200平方メートル、延べ床面積が約17万平方メートル、最高高さ約160メートル、主要用途はオフィス、住宅、多目的ホール、商業、駐車場等を計画しています。以下表に記載のとおりです。

4番は、環境影響評価書案の縦覧及び閲覧です。縦覧・閲覧期間は8月17日から9月15日までの午前9時半から午後4時半まで閲覧できます。

縦覧場所は、新宿区環境清掃部環境対策課ほか東京都等です。閲覧場所は、区内では各特別出張所、また区立の中央、戸山、大久保、北新宿の図書館です。

5番の事業者による住民説明会の開催ですが、8月26日と29日、新宿スポーツセンターで既に開催されました。

6番の都民からの意見書の提出です。環境影響評価書案に対する環境保全の見地から都民の意見を8月17日から9月30日まで、東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課で受け付けています。

7番の環境影響評価書案に対する区長意見の提出です。環境影響評価書案に対する環境保全の見地から区長の意見を9月30日までに東京都知事に提出します。本日までご審議をいただき、それを参考にして区長意見を取りまとめていきます。

2ページ目の対象位置図ですが、都立の戸山公園の西、補助27号線と西武新宿線、またJRの山手線、埼京線に挟まれた地域、北は諏訪通りに接する地域です。

3ページにもその部分の拡大図が、緑化計画図となっています。黒の部分が緑地です。南東部分には保善高校、南西の部分は大久保スポーツプラザ、新宿中継所等と、北東の部分は、都営の西大久保アパートと接しています。補助27号線と接しています。次の4ページの断面図は、業務棟と住宅棟です。業務棟は最高高さが160メートルで、塔屋が2階分ついています。普通の階の部分が事務室の部分が34階の予定で、約150メートル、地下3階、住宅部分が46階で塔屋が2階分ついております。縦に事務部分と住宅部分が分かれています。

住宅棟は、26階で地下1階です。およそその断面です。

5ページ目の環境に影響を及ぼす恐れのある範囲ということで、計画地から半径約800メートルの範囲が環境に影響を及ぼす範囲で一部豊島区が入ってきます。

次の6ページは、施工計画です。平成22年度着工予定でして、工事期間は約36カ月、ほぼ3年で、工事工程表をごらんください。

7ページ目の調査計画書の修正の経過及びその内容の概要です。調査計画書は既にご審

議をいただきましたが、それからの変更点として、対象事業の内容の概略ということで、修正内容及び理由が、事業計画の具体化により延べ床面積を約15万2,000平方メートルから約17万平方メートルに変更しました。住宅戸数を約700戸から約780戸に、駐車場台数を約660台から約610台に変更しました。また、主要用途に商業を追加しました。

次に6の対象事業の目的及び内容ですが、配置計画図等、事業計画の具体化によりそれぞれの内容を最新のものにしました。

次に8の環境に及ぼす影響の内容、程度並びにその評価です。大気汚染の予測地点を、現調査地点からナンバーワン地点にしました。これは工事車両等の一番通っているところです。諏訪通りと明治通りの交差点から諏訪通りを西へ100メートルほどの地点をナンバーワン地点としました。

次に、大気汚染、騒音・振動ですが、知事の審査意見書を踏まえ、新たに山手線西側の諏訪通り及び補助72号線を大気汚染、騒音・振動の予測地点として追加しました。

次に、自然との触れ合い活動の場ですが、知事の審査意見書や計画地に隣接する都市計画公園との緑のつながりを踏まえて自然との触れ合い活動の場の予測評価を行いました。このことが計画書から修正した箇所等です。

次の8ページは、環境影響評価の項目と環境影響要因との関係図です。大気汚染以下17項目環境影響評価項目がありますが、今回のはこの中から11項目選定しました。工事施工中と工事完了後の丸の項目が今回選定した項目です。

9ページは、今回選定した11項目についての理由等です。この記載は非常に量が多いので、例えば1番の大気汚染は、本事業の実施による大気質に影響を及ぼす恐れのある要因として、工事施工中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行等、工事完了後における関連車両の走行及び駐車場の供用に伴う排気ガスの発生が考えられるということで、今回選定しました。

以下、騒音以下記載されている理由のもとに今回11項目が選定されていますが、省略させていただきます。11ページの17項目のうち選定しなかった6項目は、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地形・地質、生物・生態系、史跡・文化財です。選定しなかった理由、例えば悪臭は、工事施工中において悪臭を発生させる工事は行わない。また、工事完了後の建物の用途はオフィス及び住宅棟であり、排水槽等の設置に当たっては指導要綱等の関係法令に基づき設置維持管理を行うため、周辺地域住民の日常生活に支障になる悪臭を発生させる恐れはないとの理由から、今回の評価項目から除き、選定しなかったということです。

以下、記載のとおり理由によりこの6項目については評価項目にできなかったということです。

12ページの環境に及ぼす影響の評価の結論として、これも非常に分量が多いので少しポイント部分だけご説明します。まず、大気汚染ですが、(1)の工事施工中ということで、建設機械の稼動に伴い発生する二酸化窒素の将来濃度は0.0717PPMであり、環境基準値0.06PPMを上回るということです。これに対しては、工事の実施に当たっては建設機械による影響を極力小さくするため事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼動を避けた効率的な作業に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用に努めるということで、できる限り改善していくことが示されています。ほかは、ほぼ記載のとおり環境基準値を下回っています。

次に、13ページの騒音・振動に、(2)の工事完了後に関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは昼間65から70デシベル、夜間60から65デシベルで、一部の地点において環境基準を上回りますが、この理由は、計画地周辺の都市計画道路が整備されることにより将来基礎交通量が増加するためであることで説明されています。ほかは、環境基準の規制値を大体下回っています。

14ページの6番電波障害に入ります。これはテレビ電波等の障害の対応はしますが、障害が発生すると予測した地点以外において計画建築物による電波障害等が明らかとなった場合は受信状態に応じた適切な対策を講じるということで、何か建物の影響により電波障害が生じた場合は適切な対応を講じていただくということです。

7の風環境が結構地域に影響を及ぼすところです。工事の完了後植栽等による対策を行わない場合は建物の影響によってランク4となる地点が6地点、ランク3となる地点が19地点生じると予測されますが、植栽等による防風対策を講じることによりランク3及びランク4となる地点はなくなり、風環境は改善されるということで、植栽等による防風対策を講じることになっています。

15ページの8番景観です。一つポイントとして、周辺の公園を含めた緑の連続性に配慮した空間形成を図ることで、緑豊かでにぎわいのある新しい都市景観を創出する。また、これはかなり大きな高い建物なので、圧迫感等が生じるということですが、緑化計画では計画地周囲に高木を中心とした植栽を施す。また、業務、住宅棟は、周辺との調和に配慮した色彩及びデザインにすることで、圧迫感の低減に努めるようになっています。

最後に、自然との触れ合い活動の場ですが、安全で快適な歩行者空間を創出して、公園

を結ぶ緑のネットワークづくり等を行っていきます。自然との触れ合いを高めていきます。

16ページの温室効果ガスに関しては、CO₂削減を区でも非常に力を入れています。工事完了後ですが、建設的手法による省エネルギー措置、設備システムの省エネルギー措置、省資源化対策等々で、温室効果ガスの発生の削減に努めていくということで、できる限りの削減を図っていくということで、記載されております。

17ページからは手続の流れが書いてあります。平成21年の2月2日に環境影響評価調査計画書が事業者の住友不動産から都知事に提出され、これに関して2月17日の環境審議会で審議していただき、内部の検討会等も行い、区長の意見として、3月9日に都知事に提出し、3月27日に都知事が、今度は事業者に対して審査意見書を出しました。それを踏まえて今回、事業者が環境影響評価書案をつくり、本日ご審議していただいているわけです。

これは既に開催された事業者の説明会や縦覧・閲覧等も踏まえて、都民からの意見として、関係区長の新宿区長や豊島区長も出すと思いますが、今回は審議会の意見等を踏まえて、新宿区長の意見をまとめて、都知事に提出します。今後これを9月30日までに提出しまして、これを踏まえてまた事業者で見解書をつくり、18ページの手続で最終的に環境影響評価書案の案をとった環境影響評価書を事業者が都知事に提出する流れです。

以上が、最後に資料2ということで、これは本日皆さんの審議を踏まえて区長意見をまとめますが、事務局でこれまでの環境影響評価書案からの一つの案として作成しています。これを参考にしてください。1番の選定された環境影響評価項目について、今回これは区長意見にする予定ですので読みます。

(1) 大気汚染及び騒音・振動

評価書案によると、建設機械の稼動に伴い発生する二酸化窒素の将来濃度が環境基準を上回るとの結論になっている。また、建設機械の稼動に伴う騒音については東京都環境確保条例に基づく勧告基準を下回るものの、都営西大久保アパートや保善高等学校等が計画敷地に隣接していることから、工事施工中の建設機械の稼動により発生する大気汚染や騒音・振動は近隣住民の日常生活や学校運営に大きな影響を及ぼすことが懸念される。工事の実施に当たっては作業計画及び作業方法を十分に検討し、近隣への影響を極力小さくするように努められたい。

さらに、工事用車両の全量及び工事完了後の関係車両の大半が計画地北側の諏訪通りを通行することから、これらの車両の通行に起因する騒音・振動及び大気汚染等が沿線住民の生活や健康に悪影響を及ぼすことが懸念される。本事業に起因する影響は小さいとの予

測評価であるが、工事及び関係車両について適切な運行管理により影響を極力小さくするよう努められたい。

(2) 水循環

評価書案によると、本事業における掘削工事や地下構造物の存在により、地下水位や地下水量に著しい影響は生じないとの予測評価であるが、ボーリング調査は計画地内の3地点のみである。周辺で利用されている井戸については工事に起因する水位等への影響を確認するために事前調査を行い、工事中及び完成後においても十分な監視と必要な対応を行われたい。

(3) 風環境

評価書案によると、風洞実験に基づく評価の結果として、防風植栽の配置等により風環境は改善されるとしているが、防風植栽は建物建設中及び完成当初においても風環境改善に必要な機能を果たし得るのか明らかにされたい。

また、隣接する都営西戸山アパートのベランダ部分や保善高等学校、海城高等学校の校舎・屋上・グラウンド及び大久保スポーツプラザ等について、風洞実験結果による評価だけでなく、実際の風環境についての十分な事前調査を行い、本事業による風環境の変化への対応に万全を期されたい。

(4) 景観

計画建物は「聖徳記念絵画館の眺望の保全に関する景観誘導」の誘導区域にあり、眺望に大きな影響を与える可能性がある。また、近景域ではこれまで更地であった開放的な空間に本件高層建築物が出現することとなる。建物の形態、デザイン、色彩の選定に際しては新宿区景観形成ガイドラインに基づき、関係機関との協議を十分に行い、周辺の景観との調和を図り、近景域での圧迫感の低減に配慮したものとされたい。

(5) 温室効果ガス

評価書案では完成後の施設の供用を評価対象としているが、予測評価は建築物を対象に行われている。本事業においては広大な緑地、広場等の照明や維持管理が含まれるので、これに要するエネルギー使用量についても評価対象とされたい。区では太陽光の利用を初めとする新エネルギーの活用や高効率機器、雨水設備の導入を推進しているところである。本事業においてもこれらの設備の導入を積極的に検討されたい。また、森林育成によるCO₂削減を促進するため、緑地の整備に当たっては、冊、ベンチ等の木製設備やウッドチップなど、舗装材などに長野県伊那産を初めとする国産の間伐材を積極的に活用するよう検

討されたい。

2の選定されなかった項目ですが、

(1) 土壌汚染

評価書案では汚染物質が発見された際には適切な措置を講じたうえ事後調査報告書において報告するとしているが、周辺住民の不安を払拭するため、その内容を速やかに公表し、処理方法等について十分な説明を行うこととされたい。

(2) 史跡・文化財

計画地では埋蔵文化財の試掘、本掘調査を行っているが、歩行者用通路及び北西部小広場については未調査部分が存在するので、当該部分については工事を行う際には事前に関係部署と協議を行い必要な手続をとられたい。

その他、苦情処理については窓口の設置を、また、住宅の設置に伴う協議、これはどのような入居者が想定されるかということで、子供等が増えると教育機関また保育機関等が必要になるので、関係部署との協議、また歩行者の安全確保等図るよう要望していくことで、区長意見の案としてまとめたものです。あとは資料をごらんになってください。

以上です。

会長 大体、区で用意した資料全てについてご説明がありました。あとの印刷物は業者から出されたものですね。

環境対策課長 お手元のパンフレットの「環境影響評価書案」のあらまし、これは事業者が8月26と29日に行った地域の説明会の際の説明資料です。割と簡略に記載してありますので、参考にしながらご意見をいただければと思います。

会長 では、只今のご説明について、前もって区長意見ということで都に提出しなければいけませんし、今日の審議会もこの区長意見というものをどのようにしたらいいのかが議題となるわけですので、何かご質問等、ご意見等ありましたらお願いします。

亀井委員 事前に意見書として提示しました件について、お伺いします。まず1つに、これは超高層集合住宅のようですが、内容が余り明確になっていません。例えば住戸のタイプがワンルームタイプかファミリータイプか、入居予定数は、どのような属性の人たちが住むのか、この住宅の所有形態などを教えてください。

また、駐車場は触れてますが、駐輪場は、どうなっていますか。自転車問題は、色々と大きな問題があります。この計画地から住民が高田馬場、大久保、西早稲田、各駅へ行く場合に自転車を使うケースが相当あると思います。そのときに、各駅にきちんとした駐輪場

の受け皿があれば良いですが、もしも受け皿がなければ、誰が駐輪場としてきちんと計画してつくってくれるのですか。

それから、超高層ビルの大きな問題となる一つとして、地震の問題があります。つい先日も新聞で直下型地震が、30年以内に何%の確率ということが出ていましたが、地震が起きた場合の受け皿など要するに住民が色々な事故に遭遇した際の受け皿は誰が考え、設備の施策はどうするのかを聞きたいです。これは事業計画の根底のところなので、それから色々な問題が出てくると思いますので、それを是非お聞かせいただきたいと思います。

会長 おわかりになる範囲で、どうぞ。

景観と地区計画課長 本件計画の地区計画ですが、概要について、私のわかる範囲内で説明します。

まず、住戸数は、780戸です。

亀井委員 タイプはどのようなタイプですか。

景観と地区計画課長 ファミリータイプです。

亀井委員 全てファミリータイプですか。

景観と地区計画課長 全てではないと思いますが、マンション条例の30平米以下ではなくて、40平米以上のマンションになると聞いています。所有形態は、全て分譲予定です。

それから、大きな150メートルの超高層棟には、駐車台数が435台、荷さばきは含んでいます。駐輪場が930台、バイクの駐車が30台です。

もう一つの住宅棟のほうは、駐車場台数が163台、荷さばきは含んでおります。駐輪台数が490台、バイクの駐車が20台、トータルでは、駐車場の台数が598台、駐輪場が1,450台、バイクの駐車が50台です。

東京都駐車場条例という付置義務条例があります。その台数は、この地域でははるかに上回った台数が設置されています。

駐輪場は、新宿区条例で付置義務を課してます。台数は、通常1,000台余でよいところですが、1,420台ですので、その数字もはるかに上回っています。

バイクの駐車場50台は、住居分も含めてということで、更に設置しています。

そちらの業務棟の方々や施設に居住される方々の台数については以上ですが、近隣の駅に行った時にどのようになるかとの話があります。当該地域は補助72号線の区道の完成後には、西大久保駅や大久保駅、高田馬場駅、新都心線の西早稲田駅が多分利用される駅になります。それぞれの施設に全て駐輪場の施設はありません。

高田馬場駅は駐輪場は一応用意されていますが、西早稲田駅等はありませんし、大久保駅も少し離れたところに若干の台数ということで、ここで発生するものが駅施設や大規模施設の中で収容台数があるかといわれれば、それはそれぞれの鉄道事業主や区で設置するということです。あとは、アセスのご報告をいただきながら設置する方向です。一定の施設内での収容台数は保障されていると考えています。

もう一点、建物内で地震が起きたときですが、事業者から、若干説明を受けております。まず、地震が発生した場合に、業務、住宅棟内の部分、それから住宅棟内の部分、全てに非常用エレベーターを設置する予定です。また、地震時に自動着装のピーハーS波の対応するものを設置する。火災、停電等については、非常発電機により非常用のエレベーターの火災感知運転が行われるとか、防災に配慮した計画になっているとかが施設の中で行われています。

また、居住者用の備蓄スペースがこの中に用意されてまして、非常用のエレベーターにより防災物資を各フロアに運搬する計画も事業者は考えています。

それから、近隣の関係ですが、この計画自体がかなり超高層であることも含めて、エリア内には地域防災能力向上のための広場の施設があります。その中には、本地区は地域住民のために消防水利や備蓄倉庫の相当分が整備されていて、特に不足する状況ではありませんが、広場の下に1500人位入る集客施設に帰宅困難者への対応協力ができるかの計画を今しております。

また、公園敷地内には、防災倉庫以外に、下水道マンホールに直結型のトイレを設置するなど施設内だけでなく、近隣の防災機能の向上にも努めるような震災時の計画と聞いています。

亀井委員 どのような方たちが住むのかは大体推測できますか。

景観と地区計画課長 建物の区割りがまだ正確に出てきていません。建築データの中でその面をどのように分けるかは、正確なところは把握していませんが、通常この場所では、都市マスタープランではある程度のファミリー層が誘導できる用途地域として、良好な住宅地の形成を図りたいと思います。入居者は当然ファミリー層の世帯で、地の利も良いので、良質な区民の方が増えると思います。一人住まいのマンションとは考えていません。

亀井委員 これはかなり超高層なので、高さの高いところでは、小さな子供たちがいるファミリー層世帯については必ずしもふさわしくないというのが一般にいられていますが、東京都は制約か何か設けているのですか。

景観と地区計画課長 建物の建築で、お子さんへの配慮ということでの規制はしていません。ただ、落下の防止とかの一般にいわれている機能は当然このビルの中でもされるかと思えます。ご質問の趣旨は。

亀井委員 高層マンションで上のほうに小さな子供がいるファミリーが住むと、子供に対しては地面が遠いので閉鎖的になって、あまり健康にはよくないとか色々あるでしょう。例えば20メートル以上の高さはファミリーには住ませないという制限などを設ける考えはありますか。

景観と地区計画課長 ご指摘のような社会的な懸念がされているところではありますが、都市計画法や建築基準法の中では制約は設けていません。この棟自体のつくりが、わかりにくいかもしれませんが、業務棟や住宅棟が入っている棟ですが、1棟の中が2つに割れていて、業務棟側と住宅棟の側があって、1階から最上階まで住宅が張りつく構造です。必ずしもよくある上のほうにだけ住宅という構造ではありません。もう一棟住宅専用部分については業務等は一切入りません。そこは1階から最上階まで全て住宅の予定です。

亀井委員 その辺が一般的に心配されています。学界などの論文でも、日本の超高層ビルについての子供への影響や家族への影響は研究が少ないです。ヨーロッパの文献は、色々あります。東京都としても早いうちに色々調査をして、何かルールを決めて、問題が起きないように、是非してほしいと思います。私は今余計なことを言いましたが、その心配事が一つあったわけです。

安田委員 それに関連して、事前にお送りいただいた冊子の概要の12ページ、13ページに都市計画的なことや防災的なことが書いてはありますが、これは環境影響評価書なので都市計画的なことが余り詳しく書いてないと思います。この地域はどのような用途地域規制になっているのか。また、建ぺい率とか容積率、13ページの注のところに、絶対高さ制限は通常40メートルですが、色々な計算で180メートルを下回る160メートルとか100メートルにしたことが書いてありますが、この辺は僕は専門ではないのでよくわかりませんが、かなり超高層にして空地や緑地をつくり出していますが、都市計画提案制度みたいなものは使われているのですか。例外を認める、その辺都市計画的なことや防災のほうも本当は後で詳しく聞きたいと思いますが、都市計画的なことを簡単にご説明いただけませんか。

景観と地区計画課長 何点かご質問をいただきましたので、抜けやご指摘があればいただきたいと思えます。

まず、用途ですが、第一種住居専用地域です。400%です。高さは、通常でいえば高さ制

限は40メートルです。第一種住居地域です。

安田委員 全部が第一種住居地域ですか。

景観と地区計画課長 そうです。

安田委員 その対象地域が第一種住居地域ですね。もともとはJRのアパートがあったところですね。

景観と地区計画課長 第一種住居地域で、防火地域、建ぺい率60%、容積率400%で、第三種高度地区に指定されていますので、高さ制限では40メートルがこの用途地区です。それに対して、実際に建築物の高い建物は150メートルです。

安田委員 13ページの最高高さ160メートルではなくて150メートルになっていますが。

景観と地区計画課長 建築物の建築制限は、150メートルですが、屋上部分に設置される部分は10メートル、絶対高さは150メートルです。絶対高さの150メートルが何故認められるかという、大規模開発は、高さ緩和をして、まちづくりの観点から敷地の中に大きな空地を求めることが望ましいとの考え方があります。そのときに、新宿区は絶対高さ制限（高度地区）を定めるときに、大規模な敷地に特例を定めた場合には3倍まで認める既定にしています。それから、地区計画地域内における特例が2点ありまして、この計画地は地区計画を別に定める関係で、地区計画の最高限度を高度地区の最高限度と読みかえて定める規定を使って、高さ緩和により3倍まで大丈夫ですので、40メートルだと120メートルまではよいとなります。その指定容積に対して、実際に広場の空地がこの敷地全体の35%程度しか建築物がかかってきませんので、65%が空地となります。それだけの広場を空地として換算した場合には、評価容積率を加えたものを指定容積の中に加えて、その容積を今度は階数で割り返して高さを算出する方式を取りますと、当該地域の地域貢献度は非常に大きく、それを勘案して考えると、40メートルの3倍120メートルに、更に空地部分が加わって150メートル相当が、この地域では妥当な数字と考えて高さを設定しています。

都市計画提案制度を使ってはいません。基本的には開発行為ということで、今回の建築は行なっています。

再開発促進法に定める地区計画ということで、再開発と同様の緩和措置を設ける地区計画をその中に上げます。先ほどの説明の中に住友不動産以外に後背地に新宿中継所があり、その後背地にJRの敷地があります。その3つの地域を含めて、地区計画を網かけしていきます。こちらのアセスの部分よりももう少し広い範囲で地区計画はかけける予定です。

会長 基本的な話もまだまだあると思いますが、このレポートの最後に区長意見が出されて

います。これは色々なことを踏まえてアセスの報告書案をつくる前の段階で、色々なご質問なども踏まえながら区長意見として出しました。今日はアセスとして必要だと認められた項目について、特に原案への異論や区長の意見の原案にも出ていますが、今回認められなかった項目についてどう思うとか、できるだけそちらの方向にシフトしてご質問、ご意見をいただきたいと思います。

秋野委員 今回のこの概要は、環境問題に関してはかなり配慮された内容だとは思いますが、ただ、工事前や工事中、工事後の、大気汚染や温暖化の問題について数字は出ていますが、2年後、3年後の一定の期間をおいて、半年や1年の時点のCO₂の発生量や大気汚染の問題がどうかとの数字で表示してもらえないでしょうか。これは終わった状態でできていますから、それもどこかで数字をつかめると思いますので、区民に対しても知らせる必要があると思います。

会長 大気汚染のところのご意見ですね。ありがとうございました。

ほかにありますか。

亀井委員 環境に関しての質問をします。3つあります。1つは、百人町や高田馬場は東京都のヒートアイランドの対策指定地域の隣り合わせにこの超高層ビルが建ちます。ヒートアイランド対策は、ここの内容はまだまだ不十分だと思います。これについては定量的評価をしてほしいです。指定地域隣接に建築するところですから、キャスビーのヒートアイランドというシステム方式を使って、是非出してほしいと思います。

2つ目は、景観は個人によって違いはありますが、私の意見としては、景観がよいとは思いません。スカイライン、圧迫感、歴史的建造物への影響、建物が不揃い等の理由から景観がよいとは私は思いません。景観というのはまちの品格です。この景観も定量的な評価をしてほしいです。そうでないと個人によってみんなまちまちですから、定量的に、普遍的に、客観的に評価してほしいと思います。是非東京都もこれにチャレンジしてほしいと思います。

3つ目は、今度72号線道路ができますが、隣接して電車が走っています。大阪の国道43号線と阪神高速大阪神戸線で公害訴訟問題が起きていますが、そこにとてもよく似た状況ですので、あの辺の交通環境をひっくりかかしてこの地域はどんな騒音になるのかをシミュレーションしてもらい、公害訴訟にはならないといえるところまで是非詰めてほしいです。

以上3点です。

会長 ヒートアイランドは全体的な項目ではないので、ヒートアイランド問題は温室効果ガ

スのところに関連事項として組み入れて、今のご意見等も書かれたらよいと思います。

ほかにございますか。

安田委員 この報告書14ページの広場が防災広場になるのですか。12ページに5のAが防災広場になった場合、戸山公園一帯の広域避難拠点に組み込まれるのですか。

それから、2番目のBの大震災等の際の帰宅困難者対策は、非常に前向きに評価できますが、一時休憩所等の提供等を整備するには、具体的な整備計画が策定されているのですか。

会長 これは都市計画関係です。

景観と地区計画課長 ヒートアイランドですが、当該敷地の緑地部分は1.5ヘクタールです。敷地のおよそ65%の空地のうち緑被率が40%です。後背地に戸山公園も入ります。この広場がヒートアイランドの抑制につながるとは思いますが、定量的なデータはなかなか難しいと思います。

それと、この地域自体の位置づけですが、東京都では、避難面積として広域避難場所の中にこの地域を含んでいます。戸山公園一帯地区ということで、避難計画としては避難計画人口は12万4,700人がこの戸山公園の中にくることを地域防災計画では位置づけています。その広域避難場所の地域に指定をされている地域です。その上で、実際に戸山公園の供用開始面積は、今のところ18.7ヘクタール、決定面積はまだ25.1ヘクタールですので、7ヘクタールほどまだ足りています。ただ、今回の計画地がその中に入っていますので、実際にここに住む方々を含めて、東京都が避難住戸面積として考えているのは1人当たり1.0平方メートルを満たしているのが最低基準ですが、今回のこの計画によって避難有効面積は1.49人にはね上がります。実際にその基準を上回る形での非難場所の確保はされているのが、この地域の位置づけです。

12ページの一番北側にあるところが今、拡幅工事中の諏訪通りですが、その左側の線路敷きの三角地域に広場という表示がありますが、緑地としての2号広場ということです。真ん中の業務棟・住宅棟の前に7,200平米程度の広場の斜め上の三角地が750平米の緑地帯でして、この広場の下に地下多目的ホールができます。その上に緑地帯が載るという形で、空中公園ではないですが、ちょうど坂になっていて、その起伏差を利用した形で、諏訪通りから見るとフラット位置での入り口にします。それが7,200平米ということで、非常に広々した公園の敷地になります。機能としては非常に使い勝手が良く、防災上やヒートアイランドの抑制にもつながると考えています。

会長 ほかの方、よろしいですか。

安田委員 たびたびで恐縮ですが、区長意見の選定されなかった項目の土壤汚染ですが、ここはもともとはJRの住宅地だから、築地市場の移転問題みたいな大きな問題は多分ないと思いますが、もし万が一出たら非常に危険で住民に不安を与えますので、この辺はもう少し、区長意見でも十分な説明を行うことと書いてありますが、区長意見としてももう少し具体的に調べるべきとのことを、土壤汚染として追加したほうが良いと思いますが。この報告書では事前にしたのですか。

環境対策課長 事前に汚染物質、土壌は全面的に除去したということで、今回選ばれてはいませんが、新たに工事の過程で発見されることがありましたら、その内容を速やかに公表して、対策をとること、住民にアピールすることを設定してやることで、区長意見としては更に書き加えたいと思います。

会長 これは、先ほどのスケジュールで住民説明会をやられていますね。アセスの報告書をつくられた方と、それから区もお入りになっての話ですか。

環境対策課長 事業者が行う住民説明会を8月26日と29日に行いました。担当職員も参加して、8月26日の参加者は50名ほど、8月29日の参加者は約30名ほどでした。その中で、風の影響、防災広場のスペース、建物のデザインなどほか周囲の状況に関して色々質問が出ました。

会長 もちろん環境影響評価に対しての説明会ですよ。

環境対策課長 そうです。お配りした環境影響評価書案に関する説明会です。

会長 また、建築を含めた都市計画は、別の形で説明会等を開きますよね。

景観と地区計画 地区を包括した地域を地区計画エリアとして、東京都知事の決める都市計画決定ですが、その中で16条、17条という形で、これから順次まいる所存ですので、それとは別の説明会は当然住民の方々にしています。ただ、事業者からの建築物の地域住民説明会は、6月8日と13日に既に行ないましたので、建物についてのご理解はいただいております。

会長 区長意見案のところにも実際の風環境について十分な事前調査を行いということで、風洞実験だけではなくて、もっと実際をプラスして対応を図ることを強く言ってほしいです。報告書案では、かなり軽く見えています。木を少し植えればランクが下がるからと物すごく気安いです。最近ご承知のように色々な暴風雨、風が地球温暖化の影響などで強くなってきていますから、こんな超高層が出てくればその周辺、風上、風下、物すごく吹くし、植

えた木が倒れる場合も出てくるだろうし、樹木に対する影響も十分考えておかないと、植えればいいという感じで報告書案が成り立っているのが、現実と離れていてすごく気になるところです。

環境対策課長 風環境に関しては一番周囲に影響が感じられる部分かと思います。例えば近くに保善高校等がありますが、その関係者も説明会に来てまして、屋上の風がどの程度になるのか、単に風洞実験だけではなくて、現実的にどのようなものかをよく調べて、その対策をしっかりとってほしいとの要望が出てましたので、区も、会長のおっしゃるとおり、ここをより強調した形で風環境に関する対応を進めたいと思います。

会長 日比谷公園の周りにプレスセンターや高層ビルが並んで建っていますが、あれが建てられる前にどのような影響があるのかということで、風洞実験をしたり、その後台風がきたので、街路樹がどのような影響を受けたのか見に行きました。するとやはりすぼんと街路樹の頭が随分折れたり、正式に風洞実験をきちんと定量的に行なってはいませんが、平常時の3倍ぐらいの風が吹いたり、そのような建物による影響で、それがどこに出てくるかはわからない部分があります。部分的に渦を巻いたりします。だから、より強く書かれたほうが良いと思います。保善高校などは生徒たちが使用するグラウンドがありますので、一年中のことを考えて、風がどちらから来るとか、また渦も巻くし、いろいろ治安対策や安全対策を含めて問題点を検討しなければいけないことが出てきます。よろしく願います。

安田委員 先ほどの説明の14ページの6番に電波障害の問題がありますが、この間、地デジ説明会に出ましたが、アナログのときは高層住宅の電波障害では対策をかなりしますが、地デジになると法的義務はないそうです。といって電波障害が出ない保障はなくて、この辺は電波障害が明らかになった場合に適正な対策を講じるでは手遅れになる可能性がありますので、この辺は地デジ前提でも問題が出てくる可能性があるようです。

環境対策課長 電波障害は、区長意見には触れてはいませんが、確かに地デジになると電波障害が非常に少なくなりますが、なくなることはないの、その点もしっかりと対応するように、区長意見も少し検討したいと思います。

安田委員 電波障害が出た後にここではやると書いてありますが、ある程度シミュレーションはできるので、最近横浜でも高層住宅が出る場合の電波障害の影響地域が、アナログのときとは狭くとも出ますので、共同アンテナから有線ケーブルでやるとかの対策をとらないと見えなくなることがかなりあります。今度の法律的には強制的に義務づけられて

いないことに、びっくりしました。

環境対策課長 その点、配慮して区長意見で考えたいと思います。

会長 お願いします。

全体の時間の関係からアセスメントについては、よろしいですか。本日の貴重なご意見を参考にして、各項目の区長意見案を多少加筆修正して、事務局でまとめて頂きたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

上野委員 私もあの辺はよく知っていますが、西戸山公園にはかなり高層のホームスタワーがあります。あの辺は今ご指摘があったようになんか風が強いです。木は植わっていますが、山手線方面から風が来ることがあるので、山手線を挟んですぐ向こう側なので、非常にあの辺風が心配です。

ホームスタワーは今住民が少なく、下の商店街がゴースト化しています。これだけの住民を入れる計画ですが、入るかどうかはわかりません。特に商業施設を持っていると、今、不動産投資も大分値下がりしていますので、住友不動産さんがつくっても、予定どおり人が入るかは別問題です。これはアセスとは関係ない問題ですが、総合問題として、住んでいる住民にとっては大問題です。地区の住民の方と別途お話し合いになっていただきたいです。また、先ほどの亀井委員からもお話があった駐輪場の問題ですね。ここに駐輪場を確保しても、今も自転車が満杯の高田馬場駅に更に自転車が100台も来たらどうなるのでしょうか。そういうことを考えると、住んでいる住民は、アセスはアセス、生活は生活で駅前のことは違うところへ行ってくださいではタコツボ行政ですから、きちんと論議する場所をつくっていただきたいと思います。その上で、あとの問題はあります。

会長 今日、冒頭のご質問が出たように、基本的なことで整理しなければいけない部分が沢山ありますので、そのようなものは住民説明会に全課が出た形で新宿区や都が対応しなければいけないですね。

上野委員 現在、西戸山中学校は在校生が非常に少ないですが、これだけまた住民が増えるとファミリー層も増えて、在校生、教育問題とか色々な問題があると思いますので、その辺も十分よろしくをお願いします。

会長 また、よろしくをお願いします。

都市計画部長 今、手続上の話として、環境影響評価条例に基づく手続は今この審議会でご意見を頂戴しているわけです。都市計画はまた別の手続で地区計画の手法をとった中で、先ほど言いました16条、17条という形で区民の方々に意見を頂戴する場があります。それ

が終わった中ではあくまでも都市計画の枠組みをつくるだけの都市計画決定でして、建物は、今度は計画ができた段階で中高層紛争予防条例に基づく説明会、見えている範囲があります。それが終わった後では、今度は工事に入りますので、事業者側から工事に対する説明会がありますので、そのような場をとらえた中で色々な施設計画等について、学校の関係や商店街の関係については事業者側に、建築主側に申し入れる場がありますので、その場に参加なされなくても、そのときは区に意見をいただければ、私からも事業者に伝えることはできる場があります。

景観と地区計画課長 近隣の小中学校への受け入れですが、一般的に学校施設は、それぞれの自治体設置が原則ですので、事業者に対して、この建物が建ったときに、近隣の学校の状況はどのようなのかを確認します。小学校、中学校、幼稚園においては、まだまだ受け入れ枠の確保数は非常に高い地域です。ただ、保育園は、若干足りないようですので、課題はありますが、小中学校、幼稚園への影響は調査をしています。

交通計画についても調査をしています。

もう一点、電波障害の関係でお話ございましたが、私どもがこのアセスとは全然関係なく、建物をつくるときにどういう形で当たるかということで、建築年次との比較はさせていただきます。ご承知のとおり、この建物の低層は24年に建ちます。高層は25年に建ちます。今、取りざたされているアナログ放送は23年7月をもって廃止ですので、建物が建つのはその後です。ただ、その事前の段階でクレーンなどでアナログ放送を阻害する場所もあるということも業者に確認したところ、今回は建物が建ち上がった後の対応として、デジタル放送の場合の電波障害を対象としています。ただその手前でクレーンなどの障害があったときに、デジタル放送への対応が個別に必要な場合には善処すると業者はっています。

会長 先ほど、一応第1の議題については取りまとめを事務局にお願いして、その後、区長へご報告ということで申し上げたわけですので、今のお答えなどを含めて、よろしく願います。

どうもありがとうございました。

植林事業について

会長 では、第2の議題で、植林事業についてということで、事務局からご説明をお願いします。

環境対策課長 それでは、新宿の森植林事業についてご説明します。資料5の新宿の森ですが、環境対策課ではCO₂削減に向けて様々な環境行動、環境活動に取り組んでいます。その中で、区内のCO₂削減に様々な形で取り組んでいます。区外でもCO₂を吸収するという流れの中で新宿の森を区外につくって、そこで植林や間伐をしていくことになり、今年度植林の場所を選定して、来年度から植林を始める予定の事業です。今回は皆さんに植林の候補地等をご相談したいと思います。

その図ですが、今、新宿区ではCO₂削減に向けて『ストップ温暖化新宿大作戦』のパンフレットをつくって、住民の方や事業者の方にチェックをしていただき、新宿エコ隊に参加してもらう事業をやっています。一つのCO₂削減の見える化の一環で取り組み、民生部門におけるCO₂削減を積極的に進めるという啓発活動を兼ねてやっていますが、新宿エコ隊に参加していただき、区内で打ち水大作戦、ライトダウン、緑のカーテンなどのイベント等に参加していただいた上で、今度は区外で植林活動にも参加していただく取り組みです。条件等はこれから詰めたいと思います。

右側の新宿エコ自慢ポイントは、これは平成20年度からの実施事業です。これは、レジ袋等の辞退により、カードを発行してポイントを貯めて、貯まったポイントを、従来はエコバックに交換しましたが、今後植林等が始まったら、例えば10ポイント貯まったら苗木1本分に換算して、苗木を寄附することによって、植林活動に間接的に参加してもらうということで、新宿の森の植林を始めていこうと考えています。

今回、何処で植林を始めるかですが、新宿の飲料水の水源となっている利根川地域または多摩地域の川に新宿の森をつくっていこう、植林をしていこうと考えています。

今回事務局等で幾つかの候補地に行ってきましたので、それを委員の皆さんにプロジェクターで現地の写真をご紹介します。

最初の場所は、従来、今まで色々な形で新宿と関係のある沼田市ですが、これまでも色々なお祭などで沼田市さんには、新宿に来ていただいています。沼田市さんが、新宿区が伊那市と間伐の協定を結んで、新宿の森づくりに取り組んでいます。沼田市さんもそれを聞いて、是非、新宿の森づくりに協力したいとの申し出により、区でも現地へ行ってきました。沼田市は、非常に森林の多い市で、このような形で利根川が流れており、まさに利根川の水源になっているところなんです。

これは沼田市さんが候補としてあげている植林の場所です。これは現在使用しているゴルフ場の脇の今は使用していない部分ですので、少し荒れてまして、そこに是非木をまた

復活してほしいとのことで、木をまた植えてほしいということです。ゴルフ場の跡地で比較的平地なので、区民が行って非常に植林がしやすい感じでした。植林や環境学習、色々な形で体験学習をして、地元との交流にも適していると思いますので、ここに区としても植林をしていきたいと考えています。区民が行ったときに休めるクラブハウスなどもあります。候補地として、利根川流域ということで沼田が適地かと考えています。

また、多摩川水系ということで、東京都の農林水産振興財団にご相談したところ、あきる野市と八王子市を紹介していただき、両方とも行ってきました。東京都の植林地は平らなところはほとんど開発が進んでいますので、紹介していただいた植林の場所は、かなり急峻な森林です。ここは、都の農林財団が企業の森という活動をしています。木は、成長時にCO₂をどんどん吸収していくもので、何十年か経つとCO₂の吸収量がかなり少なくなってしまう。また、昔の杉は花粉が非常に多く、花粉症の発生源になっているので、農林財団としてはできる限り花粉の少ない新しい杉に植え替えたり、広葉樹林に植え替えたりしています。更に森のCO₂の吸収力を高めていくということで、木を切ったり、間伐して、そこに新たに植林をするということです。これは檜のメタセコイアで非常に花粉の多い木です。あきる野市は合併したせいもあってかなり広くて、このような森林がみんなあきる野市です。あきる野市は今後またよく調整していかなければいけません、新宿との関係は乗り気という感じです。

候補地として、多摩川水系、多摩地域ということで、あきる野市が適地かと考えています。あきる野市の市有林なので、そのような意味でも非常にやりやすさがあります。

こちらの八王子は、個人有の森でかなり急峻です。区民の方が行って植樹体験や環境学習をやるとなると、かなり急峻ですし、所有者が私人ですので、そのような意味で、若干やりにくさはあるかと思えます。

これが農林財団からご紹介いただいた東京都の2つの候補地です。農林財団も現在のところ候補地としてはこの2つぐらいだということでした。

参考ですが、これは現在、新宿区の環境学習情報センターで、桐生での民間レベルの植林や下草刈りなどの活動が行われています。既に民間レベルでやっていますので、あえてまた区が参入しなくても良いとは思いますが、具体的なイメージとしてご覧ください。植林をした後には下草刈りもやらないと、木がよく育つようにということで、みんなで下草刈りをしているところです。

桐生は、沼田と同じ群馬ですが、川としては渡良瀬川水系なので、直接新宿にくる利根

川水系とは違いますので、民間レベルの交流をこれからも進めていければいいと思っています。区では、このように植林や下草刈り等で地方の森林を健全化することによって、CO₂の吸収を上げていこうとしています。

会長 スライドで概要を説明されましたが、委員の皆さん方から何かご感想やご質問、ご意見等いろいろ話をどんな点からでも結構ですので、いただければと思います。

安田委員 沼田は尾瀬に近いので、その後に尾瀬も行けるから場所としてはいいですね。

木村委員 余計なことですが、沼田のゴルフ場跡地は私有財産ではないのですか。

環境対策課長 高平公益社という地元の団体です。公益社は公益法人でして、公に近い団体です。そこが所有しているので、非常に市とも連携しやすいです。

木村委員 市営のゴルフ場みたいな感じですか。

環境対策課長 ゴルフ場は民営です。

戸梶委員 私ども尾瀬の環境保全是非常にやっています。ブナの植樹や下草刈りなど相当やっており、ノウハウがありますのでよろしくお願いします。ただ、私なりに思うには、これは相当息の長い、尾瀬も実を言うと相当苦労してやっております。ぱっと見には植林、下草刈りと簡単そうですが、これはなかなか大変でして、その辺のことももしご参考になることもあるかと思います。

安田委員 東京電力は尾瀬林業という子会社を持っていて、数十年のキャリアですから、色々アドバイスいただくと良いですね。

環境対策課長 安田委員のお話のとおり、尾瀬に行く楽しみはありますね。また、戸梶委員のお話のとおり、下草刈りなどは相当大変なことです。現地に我々も行って、間伐など、少しやってみましたが、写真で見ると楽そうですが、現場でやるのは非常に大変な作業なので、区も植林ツアーの中に現地で楽しめるものも含めて皆さんが長く続けられることを考えていますので、その際には東電さんのノウハウ等もぜひ参考にしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

秋野委員 この3地点では、こちら側の態度もありますが、やはり現地の組織の動きとか、関心があるのかどうかということが一つの鍵になってくるとは思いますが、その辺はどうですか。

環境対策課長 沼田市さんは、先ほど申し上げましたように、これまでも新宿区のシティハーフマラソン、ふれあいフェスタ等に色々沢山参加され、長野県伊那市とのカーボンオフセット事業も非常によく勉強されており、是非新宿区と提携して植林の協定等を結んで、

今後いろいろな形で一緒に協力したいということで、現地調査に行ったときに、所有者の高平公益社の方々ともお話しして、非常に一緒にやりたいということでした。

あきる野市さんと八王子市さんですが、あきる野市さんは、東京都の財団を通じてのご紹介でして、まだこの前現地調査に行った時にお話ししていただいた範囲では、あきる野市さんも非常にやる方向で検討したいとお話です。

桐生市さんや八王子さんは、特に相手方から何らかのアプローチがあるわけではなく、区として幾つかの候補地の1つとして見てきたところですので、現状では沼田市さん、あきる野市さんが相手方も非常に意欲があるかなと感じています。

会長 もう既に伊那の高遠といろいろ提携しながら事業をやられていますね。意地悪な質問で悪いですが、新宿の森というのは多摩川、利根川流域と書いてありますが、高遠はどうなっていくのですか。

環境対策課長 伊那市は、高遠の時代から今までずっと新宿との友好提携都市でやっています。それを一つの縁として、今回は間伐が主で今年度から始めています。鹿嶺高原という非常に高地で間伐を1年間に30ヘクタールします。新宿の森というのは、伊那市のますみヶ丘平地林の林で、どちらかという環境学習、間伐体験学習をやります。

会長 私の質問は、高遠も新宿の森ですか。

環境対策課長 伊那市高遠も新宿の森です。ですから、新宿の森があちこちに幾つかできてくるということです。別になくしてしまったわけではありません。

会長 高遠を忘れないでということをお願いただけです。

環境対策課長 それは忘れません。今後も高遠は間伐もずっとやっていきますし、ますみヶ丘平地林で環境学習等を進めていきます。新宿の森が幾つもできますので、同じ新宿の森では解りにくいので、何か区別がつくような、例えば、新宿の森1号、2号、また、沼田新宿の森、伊那の新宿の森とか少し工夫した名前を今後考えます。

会長 それから、植林というのは体験学習などの色々な面でも効果がありますが、カーボンオフセットとしても今後それも加味するのですか。

環境対策課長 カーボンオフセットの考え方としては、我々がそのようなところで森林を育てCO₂の吸収量を増加させることで区内の排出量と相殺することですが、現実にとりだけ数量として何トン削減するかということになると、非常に難しい問題があります。長野県の場合は長野県が間伐をしたものをCO₂に何トンという認定制度がありますので、ある程度数字的なものも出ますが、植林に関しては、先ほどの息の長い仕事なので、初め増えた

時には小さい木なのでそんなには吸収しないわけです。それがだんだん成長するごとに吸収するので、その辺のところは考え方としてはありますが、数値としてはどの程度やれるかは、今、認定制度は長野県はありますが、群馬県はまだそのような制度は聞いていません。考え方としてはあるということで、現在のところは止めています。

亀井委員 私も今年、新宿の森に行って来ました。赤松の平地林でなかなかいいところです。でも、あの松が大体60年ものです。松を植えた根拠は戦後、焼け野原になって、家を建てるのに材木が必要で赤松を植えました。それで、今になって60年のこの松をどうしよう。外へ出しても高く売れないのが現状です。木はもともと切るものです。切って、真ん中の部分は材木、外側は製紙材や間伐材は製紙材にするような使い方をしますが、立地条件によっては、お金ばかりかかってとてもそんなことはやれないという話にもなります。その辺よほど考えないといけません。

もう一つは、テーマ性を何か考えてほしいです。例えば東京都の海の森は風の道をつくって、東京都心に海の風を送っていこうというテーマ性があります。要するにパフォーマンスです。長野の平地林に行ってCO₂オフセットは全然お呼びでなくて、朝早くから夜遅くまでの往復バスで、現地滞在時間は、わずか2時間で間伐体験をするそんな感じです。まず一つはパフォーマンスだから、何かテーマ性を考えたほうがいいと思います。

また、やたらに自動車や電車に乗ってカーボン进行山使うのではなく、身近にあって、カーボンはそんなに使わず、むしろ林の中に長い時間いられるような森を是非考えてほしいです。

会長 色々ありますが、また議題になって出てくると思いますし、そのときまでにまた事務局も色々考えられて、プライオリティーをつけるなら今のお話が出たような要素を項目として上げて、評価して、今後の活用方法などを検討していただければと思います。今日はこの程度にいたします。どうもありがとうございました。

新宿区省エネルギー環境指針の改定等について

会長 では最後に、新宿区省エネルギー環境指針の改定等についてということで、事務局お願いします。

環境対策課長 資料の6番目です。新宿区省エネルギー環境指針の改定等についてということです。新宿区の環境エネルギー指針というのは、委員の皆さんにも配布している資料ですが、平成22年度に平成18年の2月に策定した新宿区省エネルギー環境指針の改定を考え

ています。改定に当たって、一つは、どのような会議体で改定していくかですが、これは当時策定した時は色々な環境に関係する方々の構成でしたが、今回は審議会の下部組織として、実務を担っている方にも参加していただく策定委員会とかワーキンググループ的なものを設置して、原案をつくり、この審議会で意見を伺い、来年度これを改定していきたいと考えていますので、是非ご協力をいただきたいと思います。内容的には、新宿区省エネルギー環境指針は、ベースとしては京都議定書等を踏まえながら策定していますが、昨今民主党の鳩山政権の1990年度比2020年度CO₂マイナス25%が話題になっており、今後国や12月にコペンハーゲンで行われるCOP15等でより厳しい削減目標が出てくると思われますので、それも踏まえて、この環境指針を改定していかなければと思っています。

また、2の新エネルギービジョンは、太陽光、風力等の新エネルギービジョンを策定することです。環境審議会の意見も踏まえながら、新宿区の平成20年2月に改定した環境基本計画でも新エネルギービジョンを策定するとなっていますので、新エネルギービジョンもつくっていききたいと思います。

また、3番目の地球温暖化対策実行計画は平成26年6月に地球温暖化対策推進法が改正されて、一定レベルの政令指定都市等はある程度義務的につくるようになっていますが、環境基本計画の基本目標5で、地球温暖化ヒートアイランド現象を防ぐを改定のときに追加していますので、これも踏まえて新宿区としても地球温暖化対策実行計画を策定していきたいと思っています。

それで、この1、2、3を必ずしも一体になるか、少し分かれるかはまた議論があると思いますが、できれば一本にまとめて、新宿区省エネルギービジョンでまとめた計画として見直したいと思っています。

今年度は、事務局でアウトラインを調査研究し、その調査研究がまとまりましたら、また委員の皆さんにご報告して、ご意見をいただこうと考えています。

体系的には、そこの下の図の基本構想、新宿区の総合計画を踏まえて個別計画として新宿区環境基本計画がありますが、この下に省エネルギービジョン、新エネルギービジョン、地球温暖化対策実行計画ができれば一体化してつくっていききたいと考えています。

報告としては以上です。

会長 何かご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

川俣委員 省エネルギー、エコという大きな問題が、単独で新宿区だけでやることなのかと思います。国や都のレベルで、横の連携で一緒にやる方策はないのかなと思って、大した

こともできないのに予算と人間を使ってもったいないと思います。例えば、環境清掃部なのだから、子供の植林に対する教育などは考えなくていいと思います。あくまでもカーボンオフセットが目的としたら、どれだけ価値があるのかをもう少しはっきりしてほしいですね。例えば、1本植えると20年後には100ワットの電球30分ぐらい消した価値があるなど具体的でないとなんをやっているのか解らないと思います。区の方が一生懸命、新しい事をつくっていますが、幾らやっても予算が足りないと思います。23区や東京都全体で一つの同じ行動をとることに価値があると思います。聞いていて何か不思議です。こんなに大きな問題がゴルフ場の跡地に木を植えていくとか、新宿の森を3箇所つくるとか。それより、新宿区内にもう少し木を植える場所があると思うわけです。話が大きい割に、エネルギーを使って、本当にエコになっているのだろうかと思います。逆に行政のエコはどうなっているのか聞きたいぐらいです。環境問題は大きいので、もう少し目線を区民側の問題に密着した環境問題の勉強をしたいと思います。何か無駄な時間だと思います。

会長 色々なご意見もありますが、国挙げて、全都挙げての時代なので、新宿区は区民含めて何をやるべきか。どの程度まで出来るのか。みんな相互関係しながらフィードバックさせて進んでいくものではないですか。政治家的な発言で恐縮ですが、難しい問題です。

上野委員 川俣委員のご意見は、なるほどだと思います。今、国は国際関係マイナス6%と約束していますね。国の中では約束は果たさなければいけません、地方分権で地方に財源をよこせといっています。中央は約束したものを都道府県へ、都道府県は市町村レベルや基礎自治体レベルへどんどん下ろして行って、トータルで6%でやる案を出しています。新宿だけでは決まらないものもありますが、そのような流れの中でこれが出てきていると思います。

会長 今後は、12月の会議で国際的な目標値などが定まってきて、各国もそれぞれ出し合って、そのあと手法をどうするかというので、だんだん固まってくると思いますので、今は鳩山政権は言っていますが、そのような分割論や方法論は、今ディスカッションするのは難しいですね。

環境対策部長 環境の問題でご指摘のとおりのはあると思います。ただ、環境問題に対しては東京という場所が非常に環境問題に問題があったため、過去から環境分野にはトップの施策をずっと講じてきたわけです。先ほどご協議いただいた環境アセスメントにしても、全国に先駆けて東京都がやり始めて、後から国が色々な制度をつけてきたわけです。地球温暖化の問題も同じで、新宿はかなり前から地球温暖化やエコの話、ごみの減量、リ

サイクルなどは23区でもトップの三本指に入るぐらいにやってきたと思います。その中にはモデル的や教育的などの事業もやっていますが、数字からは、全然効果がないものが非常に多かったと思います。最近変わってきたのは、国がやらなければいけないことです。しかも国は、区が上げていた目標よりもっと大きな目標を立てて、エコポイントなどありますが、車は間違いなく省エネタイプにがらっと変わると思います。それだけのお金をかけて、補助を出して、機器を変えることをやったわけです。恐らく、それを全ての分野でこれからやっていくと思います。電気製品も景気対策の面だといっていますが、確かに省エネ型に変わっていくのは間違いありません。そのような意味では今まで以上に実行力がある部分は国がやっていく部分があると思いますし、今、計画に戻るとどうかといいますが、そうなっても区の役割は必ずあるわけで、一人一人の行動を変えていくために何を願うかは区がやることだと思いますし、学校での教育をどうしていくかなどの身近なものは区の役割だと思います。

ただ、これから策定まであと1年ちょっとありますが、その間に世の中が変わる部分があるのではないかと、最近思います。そのことも十分踏まえた上で、これから私たちが何をやっていくか、どのように計画を立てるかはもちろんですが、そのことを十分考えて、今までモデルだったのを実際のものに変えていく必要があります。今までの太陽光発電は正直いって光は弱いので、場合によっては電気を引いていたかもしれません。今の太陽光発電はそれなりの発電をします。またLEDの電球もそれなりの明るさを持ってきました。時代の変化が激しいので、その辺を見誤りますと、今まで、モデルで良かった事業が、いつの間にか、無駄な事業になってしまっただけではいけないので、常に気をつけなければいけないと思います。私たちもこれからその辺は十分努力していきたいと思います。

秋野委員 今のお話は随分昔からありましたし、費用効果の部分も議論になりますが、区民の意識をどのようにそちらの方向へ向けていくかが重要なことだと思います。我々が幾ら省エネだ何だと普及啓発しても、協力してくれる人がいなければ何にもならないわけです。白熱電灯一つを蛍光灯に換えてもたいしたことはありませんが、区民意識をどのように変えていくかが大事ですが、限られた人たちだけでは、しかたがないので、その輪を大きく広めることが行政の役割だと思います。そのためにはある程度の費用をかけても、そういった点が強調されるなら必要だと思います。

会長 今日の資料6は、区側の事業のご紹介ですが、また、適時色々ご報告もあるようですので、よろしく申し上げます。期待します。

その他

会長 では、今日の議題はこれで全てです。その他ということで、お願いします。

環境対策課長 資料7のエコギャラリーニュースですが、エコリーダー養成講座や区民の方対象の様々なエコ活動へ向けての取り組みを積極的に進めていきたいと思えます。それが、先ほど川俣委員からお話がありましたが、基本だと思えますので。また町連では今回打ち水大作戦に全面的に協力していただきました。昨年度が3,000人ほどでしたが、今回は9,000人ほどということで、非常な広がりを見せております。区内におけるエコ活動を積極的にやっていく中で、また、区外における植林活動にも取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

会長 では、第2回新宿区環境審議会を終了します。ご熱心にありがとうございました。

午後4時10分閉会